

令和4年4月1日

各位

事務連絡  
ひたちなか市総務部契約検査課長

標準約款の改正について（通知）

建設業の持続的な発展に必要な人材の確保のため、令和4年4月1日より下記の通り工事請負標準約款を改正します。

記

主な改正点

受注者が直接締結する下請契約について、社会保険等未加入業者（※）を契約の相手方としてはならないこととした。

※社会保険等未加入業者

健康保険，厚生年金保険，雇用保険の3保険に法令上加入義務があるにもかかわらず、加入していない建設業者のことをいいます。

対象となる約款

工事請負約款 第8条の2

改正日

令和4年4月1日（契約日が令和4年4月1日以降のものに適用）

以上

〈〈問合せ〉〉

ひたちなか市総務部契約検査課

TEL 029-273-0111

内線 1261～1263